改正後	改正前
第十三号様式の九（指定船舶等に乗船している船員の不在者投票における投票送信用紙の様式）（第十条の七関係） ［その一　様式略］ その二　［様式略］ その三　［様式略］ ［備考　略］	第十三号様式の九（指定船舶等に乗船している船員の不在者投票における投票送信用紙の様式） （十条の七関係） ［その一　様式同上］ 第十三号様式の九（指定船舶等に乗船している船員の不在者投票における投票送信用紙の様式） （十条の七関係） その二　［様式同上］ 第十三号様式の九（指定船舶等に乗船している船員の不在者投票における投票送信用紙の様式） （十条の七関係） その三　［様式同上］ ［備考　同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（在外選挙執行規則の一部改正）

第二条　在外選挙執行規則（平成十一年自治省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
第二条　削除	（縦覧に供する書面の様式） **第二条**　法第三十条の七第一項の規定による縦覧に供する書面は、別記第三号様式に準じて調製しなければならない。
別記 第三号様式　削除	別記 第三号様式（縦覧に供する書面の様式）（第二条関係） ［様式略］
第十二号様式（在外投票用投票用紙の様式）（第十六条関係） その一　［様式略］ 備考 ［一　略］ 二　この様式による投票用紙は、事情の許す限り、様式その二又は様式その三と色の異なる用紙を使用しなければならない。 ［三　略］	第十二号様式（在外投票用投票用紙の様式）（第十六条関係） その一　［様式同上］ 備考 ［一　同上］ 二　この様式による投票用紙は、黒色のインクで印刷し、事情の許す限り、様式その二又は様式その三と色の異なる用紙を使用しなければならない。 ［三　同上］
その二　［様式略］ 備考 ［一　略］ 二　この様式による投票用紙は、事情の許す限り、様式その一と色の異なる用紙を使用しなければならない。 ［三　略］	その二　［様式同上］ 備考 ［一　同上］ 二　この様式による投票用紙は、赤色のインクで印刷し、事情の許す限り、様式その一と色の異なる用紙を使用しなければならない。 ［三　同上］
その三　［様式略］ 備考 ［一　略］ 二　この様式による投票用紙は、事情の許す限り、様式その一と色の異なる用紙を使用しなければならない。 ［三　略］	その三　［様式同上］ 備考 ［一　同上］ 二　この様式による投票用紙は、赤色のインクで印刷し、事情の許す限り、様式その一と色の異なる用紙を使用しなければならない。 ［三　同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

1　この省令は、公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第九十四号）の施行の日（平成二十九年六月一日）から施行する。

2　第一条による改正後の公職選挙法施行規則の規定（同規則第二条及び別記第三号様式の規定を除く。）及び第二条による改正後の在外選挙執行規則の規定（同規則第二条及び別記第三号様式の規定を除く。）は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

3　基準日（選挙人名簿に登録される資格（選挙人の年齢を除く。）の決定の基準となる日をいう。）が施行日前である選挙人名簿の縦覧については、なお従前の例による。

4　縦覧開始の日が施行日以前である在外選挙人名簿の縦覧については、なお従前の例による。